

設楽町広報紙広告掲載に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、設楽町広報紙（以下「広報紙」という。）への民間企業等の広告掲載に関して掲載するための手続、掲載料その他必要な事項について定め、地域経済の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第 2 条 広報紙に掲載できる広告は、町民生活に密着したもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び個人的宣伝等に係るもの
- (4) 法令で禁止されているもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) その他広報紙に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、町長が別に定める。

(広告の掲載優先順位)

第 3 条 掲載する広告の優先順位は、先着順とする。ただし、同着の場合は、次に掲げる順とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益的法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有しないもの
- (4) その他広報紙に掲載する広告として町長が適当と認めるもの

2 前項の場合において、優先順位が同じ広告が複数あるときは、掲載希望期間の長いものを優先とし、掲載希望期間が同一のときは、抽選により決定するものとする。

(掲載申込み)

第 4 条 広報紙に広告の掲載を希望する者は、設楽町広報紙広告掲載申込書（様式第 1。以下「申込書」という。）に広告原稿を添えて、掲載を希望する広報紙の発刊日 2 か月前までに町長に提出するものとする。

2 前項に規定する広告原稿は、紙媒体及び電子媒体とする。

(掲載決定)

第5条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、審査の上掲載の可否を決定し、設楽町広報紙広告掲載決定通知書(様式第2)により、申込者に通知するものとする。

(掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、広報紙担当課で決定する。

(広告の色、枠、規格及び料金)

第7条 広告に使用する色は2色とし、広告の枠、規格及び料金は、次のとおりとする。

枠	規格	料金(月額)
2分の1	縦13.4cm×横18cm	6,000円
4分の1	縦13.4cm×横9cm ----- 縦6.7cm×横18cm	3,000円
8分の1	縦6.7cm×横9cm	1,500円
16分の1	縦6.7cm×横4.5cm	750円

(広告料の納付)

第8条 第5条に規定する広告の掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、希望する掲載期間に係る広告料を一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認められた場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(変更の届出)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、設楽町広報紙広告

内容変更届（様式第3）により速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 広告内容を変更するとき。
- (2) 申込書の記載内容に変更があったとき。

（広告掲載の取消し）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (3) 町長が広告掲載を適切でないと判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

（広告料の還付）

第13条 納付済みの広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告料のうち掲載できなかった月数に対応する金額を広告主に還付する。

- 2 前項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。
- 3 町は、広告の掲載ができなかったことにより広告主に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

年 月 日

設楽町長 様

申込者 住 所
 名 称
 代 表 者 印
 電 話 番 号
 ファックス番号
 メールアドレス
 担 当 者

設楽町広報紙広告掲載申込書

設楽町広報紙広告掲載に関する要綱第4条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告内容又は業種			
広告原稿	別紙のとおり		
掲載希望号	年 月 日から		
	年 月 日まで		
	(隔号を希望する場合は○をしてください。)		
	4・5・6・7・8・9・10・11・12・1・2・3月号		
掲載希望広告	<input type="checkbox"/> 2分の1	縦 13.4cm×横 18cm	6,000 円
	<input type="checkbox"/> 4分の1	縦 13.4cm×横 9 cm	
	<input type="checkbox"/> 4分の1	縦 6.7cm×横 18cm	3,000 円
	<input type="checkbox"/> 8分の1	縦 6.7cm×横 9 cm	1,500 円
	<input type="checkbox"/> 16分の1	縦 6.7cm×横 4.5cm	750 円

※ 必ず原稿を添付してください。

※ 初めて申し込む場合は、会社案内等を添付してください。

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

設楽町長 印

設楽町広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました設楽町広報紙への広告掲載については、設楽町広報紙広告掲載に関する要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 可とします

掲載号	年 月号から	年 月号まで
掲載広告枠と 広告料	分の1	円× 回
	分の1	円× 回
	分の1	円× 回
	広告料合計	円
広告料の納付期限	年 月 日までに 同封の納付書にある納入場所でお支払ください。	
掲載条件	設楽町広報紙広告掲載に関する要綱及びこれに基づく 基準等に従うこと。	

2 不可とします
理由

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に設楽町長に対して異議申立てすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、設楽町を被告として（訴訟において設楽町を代表する者は設楽町長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1

年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

様式第3（第10条関係）

年 月 日

設楽町長 様

申込者 住 所
名 称
代 表 者 印
電 話 番 号
ファックス番号
メールアドレス
担 当 者

設楽町広報紙広告内容変更届

年 月 日付で申し込みました設楽町広報紙広告につきまして、設楽町広報紙広告掲載に関する要綱第10条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

変更する項目	
変更前	
変更後	

※広告原稿を変更する場合は、変更前後の広告原稿を添付してください。